

「富山で合宿！」誘致事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、「富山で合宿！」誘致事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校及び中等教育学校並びに学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）に規定する併設型中学校及び連携型中学校
- (2) 学生等 大学等の学生又は生徒及び引率者
- (3) 団体 複数の学生等で構成する部、クラブ、サークル、ゼミナール等
- (4) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿その他宿泊料金の支払いを要する施設（合宿所、スポーツ施設に付随する宿所、バンガロー、ログハウス、キャンプ場等を除く。）
- (5) 合宿 県外の大学等の団体が県内の宿泊施設に宿泊してスポーツ活動や文化活動等の練習を行うもの。ただし、中等教育学校の前期課程（中等部）においては、その学校の後期課程（高等部）と、併設型中学校及び連携型中学校においては、その中学校と中高一貫教育を実施している高等学校と合同で実施する合宿に限る。

(補助金の交付)

第3条 知事は、大学等の合宿の誘致を促進し交流人口の拡大や地域の活性化を図るため、合宿に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(交付の対象となる合宿)

第4条 補助金の交付の対象となる合宿は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 合宿が県内の施設において実施されること。
- (2) 3連泊以上すること。
- (3) 合宿に参加した者の延べ宿泊者数（宿泊施設に宿泊した学生等の人数に当該宿泊日数を乗じた数）が50人泊以上であること。
- (4) 政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものでないこと。

(交付の対象経費及び補助金額)

第5条 補助金の交付の対象経費は、団体が収支管理を行う当該合宿に要する経費とし、補助金額は、合宿に参加した者の延べ宿泊者数に500円を乗じた額とする。ただし、1回につき500,000円を限度とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、合宿終了後30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、「富山で合宿！」誘致事業費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 合宿実績書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) 合宿参加者名簿(様式第4号)又はこれに準ずる書類
- (4) 宿泊を証明する書類(領収書等)
- (5) 請求書兼振込依頼書(様式第5号)
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の規定による申請があった場合において、補助金の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付を決定しないことができる。

- (1) 規則第4条の2各号に掲げるいずれかの者に該当するとき。
- (2) その他知事が不相当と認めたとき。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 知事は、補助金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に定める事項に違反したとき。
- (4) その他知事が不相当と認めたとき。

(書類の整備等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了から5年間保管しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。